

平成 24 年第 15 回教育委員会定例会記録

平成 24 年 9 月 11 日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 24 年 9 月 11 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 32 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大 藏 碓之助 職務代理者 宮 坂 公 夫
委員 田 中 奈那子 委員 對 馬 初 音
教 育 長 井 出 隆 安

欠 席 委 員 (な し)

出席説明員 事務局次長 吉 田 順 之 学 校 教 育 担 当 部 長 玉 山 雅 夫
生涯学習スポーツ 生涯学習スポーツ 担 当 部 長 本 橋 正 敏 中 央 図 書 館 長 武 笠 茂
庶 務 課 長 北 風 進 教 育 企 画 課 長 筒 井 鉄 也
学 務 課 長 日 暮 修 通 特 別 支 援 課 長 末 久 秀 子
学校支援課長 青 木 則 昭 学 校 整 備 課 長 喜 多 川 和 美
生涯学習推進課長 濱 美奈子 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 高 橋 光 明
済美教育センター 済美教育センター 所 長 田 中 稔 統 括 指 導 主 事 飯 塚 善 行
済美教育センター 統 括 指 導 主 事 出 町 桜 一 郎 中 央 図 書 館 次 長 堀 川 直 美
特命事項担当副参事 (子供園担当課長) 正 田 智 枝 子 特 命 事 項 担 当 副 参 事 (子供園担当副参事) 寺 井 茂 樹
事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 島 崎 和 也

傍 聴 者 数 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 66 号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 67 号 杉並区立学校教職員研修所条例施行規則を廃止する規則
- 議案第 68 号 杉並区立学校教職員研修所処務規則を廃止する規則
- 議案第 69 号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第 70 号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 71 号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
- 議案第 72 号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 議案第 73 号 「杉並区就学前教育振興指針」の策定について

(報告事項)

- (1) 「小学生名寄自然体験交流事業」の実施について
- (2) 妙正寺体育館改築の基本方針について
- (3) 第 26 期（平成 24・25 年度）杉並区スポーツ推進委員の追加委嘱について
- (4) 指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について
- (5) 「杉並区子ども読書活動推進計画（案）」の策定について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案

議案第 66 号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則・・・16

議案第 67 号 杉並区立学校教職員研修所条例施行規則を廃止する規則・4

議案第 68 号 杉並区立学校教職員研修所処務規則を廃止する規則・・・4

議案第 69 号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則・4

議案第 70 号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則・・・4

議案第 71 号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正・・・・・・・・・・4

議案第 72 号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則・・・・・・・・5

議案第 73 号 「杉並区就学前教育振興指針」の策定について・・・・・・・・7

報告事項

(1) 「小学生名寄自然体験交流事業」の実施について・・・・・・・・・・8

(2) 妙正寺体育館改築の基本方針について・・・・・・・・・・・・・・・・10

(3) 第 26 期（平成 24・25 年度）杉並区スポーツ推進委員の追加委嘱に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

(4) 指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について・・・12

(5) 「杉並区子ども読書活動推進計画（案）」の策定について・・・・13

委員長 ただいまから、平成 24 年第 15 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事にはあります。議事日程はご案内のとおり、議案が 8 件、報告事項が 5 件となっております。

日程第 1、議案第 66 号は区長からの協議案件で、意思形成過程上の案件となりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条により、会議を非公開にしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では異議がありませんので、日程第 1、議案第 66 号につきましては会議を非公開とし、報告事項の聴取の後に審議をすることにいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

初めに、杉並区立学校教職員研修所に関する所要の整備といたしまして、日程第 2 議案第 67 号 「杉並区立学校教職員研修所条例施行規則を廃止する規則」、日程第 3 議案第 68 号 「杉並区立学校教職員研修所処務規則を廃止する規則」、日程第 4 議案第 69 号 「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第 5 議案第 70 号 「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 6 議案第 71 号 「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」の議案を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程をされました議案第 67 号から議案第 71 号までの 5 議案につきまして、ご説明を申し上げます。

これらの議案は平成 24 年第 2 回区議会定例会におきまして、杉並区立学校教職員研修所条例を廃止する条例を議決し、公布されましたことに伴いまして、関連する規則等の廃止、または所要の規定整備を図るものでございます。

はじめに、議案 67 号 「杉並区立学校教職員研修所条例施行規則を廃止する規則」をご覧ください。

本年10月1日に杉並区立学校教職員研修所条例を廃止することに伴いまして、同条例の施行に必要な事項を定めております規則を廃止するものでございます。

次に議案第68号「杉並区立学校教職員研修所処務規則を廃止する規則」でございますが、学校教職員研修所秋川荘の廃止に伴いまして、教職員研修所の組織、その他必要な事項を定めてございます規則を廃止するものでございます。

次に、議案第69号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」の3枚目でございます新旧対照表をご覧ください。

教職員研修所の廃止に伴いまして、学務課学事係の分掌事務のうち、「教職員研修所の維持運営に関すること。」を削るものでございます。

次に、議案第70号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」をご覧ください。

学校教職員研修所秋川荘の廃止に伴いまして、名誉所長等を称することができる教育機関を定めてございます別表から、杉並区立学校教職員研修所を削るものでございます。

次に、議案第71号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」の3枚目でございます新旧対照表をご覧ください。

学校教職員研修所秋川荘の廃止に伴いまして、決裁及び専決を行うものから、教職員研修所の長を削るものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても平成24年10月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましょうか。

それでは、この一括上程をしました議案第67号から議案第71号まで原案のとおり可決してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議がありませんので、原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

次は、日程第7 議案第72号 「杉並区立図書館運営規則の一部を改

正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第 72 号につきましてご説明を申し上げます。

本年 6 月 13 日の第 10 回教育委員会定例会でご報告いたしました図書館サービスの變更に伴いまして、規則の一部を改正するものでございます。

これまで杉並区では図書館の個人貸出しの利用登録に際しましては、住所要件を設けず、誰でも登録できるものとしてまいりました。しかしながら、各自治体における図書館整備が進み、蔵書数も充実をしてきたことなどから、利用登録者の範囲を見直し、杉並区民を中心に据えたサービスに変更することといたしました。このことに伴いまして、利用登録の住所要件を定めるほか、規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。この表の中ほど、第 6 条第 2 項の「個人貸出しの利用登録は、次に掲げる者について行うものとする。」との規定におきまして、第 1 号では杉並区内に住所を有する者を、第 2 号では杉並区内の事務所又は事業所に勤務する者を、第 3 号では杉並区内の学校に在学する者を、第 4 号では杉並区に隣接する区又は市に住所を有する者を、第 5 号では杉並区立中央図書館長が特に認める者を規定するほか、規定の整備を図るものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を平成 24 年 10 月 11 日とするほか、利用登録の住所要件を定めることに伴いまして、利用登録の対象外となるものにつきまして、現在の利用カードの有効期間におきましては、これまでどおり使用することができる旨の経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま上程しました議案のご説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。特にご意見はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

次は、日程第 8、議案第 73 号「『杉並区就学前教育振興指針』の策定について」を上程し、審議いたします。特命事項担当副参事から説明をお願いいたします。

特命事項担当副参事 私からは、議案第 73 号「『杉並区就学前教育振興指針』の策定について」ご説明いたします。

平成 22 年 11 月以降、私立の幼稚園、保育園関係者を含むメンバーによる検討委員会で鋭意検討してきました「就学前教育振興指針(案)」について、この度パブリック・コメントの結果等を踏まえて、一部修正のうえで、策定することといたします。

議案書の 1 枚めくりました 1 枚目の資料の 1 にあるとおり、平成 24 年 7 月 11 日から平成 24 年 8 月 9 日まで 30 日間の区民等の意見提出手続きを行い、いただいた意見は 12 件、延べ 21 項目、内訳等は資料に記載のとおりでございます。

続いて別紙 1 をご覧ください。

いただいたご意見を柱ごとに 21 項目に整理してまとめています。

1 ページ目の No. 2、3、7、8、2 ページ目の No. 12、13 などについては、表現をわかりやすく適切に修正することといたしました。

また 2 ページ目 No. 9、10 ですが、案に示した杉並区の目指す就学前の子どもの姿について、「できる・できない」という表現ではなく、成長のプロセスを大事にするということが感じられるように、という意見をいただいております、これらのご意見等を踏まえまして、必要な修正を図っております。

次に修正箇所ですが、別紙 2 にまとめてございますのでご覧ください。

先ほどご説明しました子どもの姿の部分ですが、3 ページから 5 ページにかけての No. 9 にあるとおり、大きく修正してございます。その他の部分については、主として、よりわかりやすく、あるいは適切な記述に修正しており、これらの修正を反映した指針案前文を別紙 3 としてまとめておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

最後に、1 枚目の資料に戻っていただきまして、3 今後の主なスケジュールですが、本指針につきまして、平成 24 年 10 月以降、区民の皆様公表するとともに、冊子を作成し、広く周知を図ってまいります。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がございましょうか。

對馬委員 就学前教育というか、この部分に関しては、やっぱり家庭での、家庭に協力していただくということが大事になってくるかと思うんですけども、あの例えばパンフレットを配るとかのほかに、何か今、その家庭の人にこれを周知するための計画というのはありますか。

特命事項担当副参事 現在まだ案ではございますが、10月以降は、例えば公立、私立の幼稚園、保育園ですとか、そうしたところの保護者の皆様に説明をしたり、あるいは児童館、それから保健センター等の保護者が集まる場所での説明会等を一案としては考えてございます。

對馬委員 わかりました。

委員長 よろしゅうございますか。前にあの原案のときにだいぶ詳しいご説明をいただきましたので結構でございます。

それでは、このまま原案のとおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 では異議がありませんので、原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

次、日程第9は報告事項です。

報告事項の(1)は「『小学生名寄自然体験交流事業』の実施について」説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 「『小学生名寄自然体験交流事業』の実施について」ご報告いたします。

事業名は、「小学生名寄自然体験交流事業」です。

こちらの目的は、区制施行80周年の記念事業といたしまして、杉並区の交流都市である北海道名寄市に「杉並区次世代育成基金」を活用して児童を派遣するというような事業です。名寄市の豊かで厳しい自然に触れるとともに、国内最大級の望遠鏡きたすばるの観測の体験、また地元の子ども達との交流を通じまして、児童の科学への知的好奇心や探究心、豊かな人間性を育むことを目的としてございます。

派遣予定者は、区内在住の小学校5、6年生25名でございます。

こちらの公募をいたします広報9月21日号で告知しまして、申込多数

の場合は抽選となります。

代表団は4名。記載のとおり教育長、区長代理として、子ども家庭担当部長、文化・交流課長、企画部副参事となります。引率・事務局は記載のとおり11名で、派遣となります。

事業実施期間でございますが、名寄市への派遣期間は平成24年12月26日から28日の2泊3日となります。

事業内容は、その派遣になる前に結団式、事前学習会を2、3回実施する予定でございます。その後、12月26日から28日の自然体験と交流を経まして、そちらから戻ってまいりましたら、学習成果発表会を実施いたします。現地での行程につきましては、記載のとおりとなります。

私からは以上となります。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

宮坂委員 よろしいですか。ひとつだけちょっとお伺いしたいんですけど、これ人数は25名となっていましたよね。多かった場合に、それを何か、どういう方法でもって。これは面接ですか、それとも単なるくじ引きで決めるんですか。

生涯学習推進課長 はい。ハガキで申込をいたしますので、それをもとに、抽選をさせていただくということになります。

宮坂委員 原則的には抽選で。面接をしてこう選ぶとか、そういうことはない。

生涯学習推進課長 はい。面接ではなくて、あくまでもいただいたハガキの中から、こういうふうには箱か何かに入れて選ぶというような形になります。

宮坂委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 5、6年生25名とありますけれども、その偏りは全然別に問題にならないということですか。

生涯学習推進課長 はい。ええと、5年生、6年生でしたら、あちらでの事業内容とかも、そんなには大きく差が出ないだろうということで、考慮させていただいて進める予定でおります。

委員長 だからその抽選の時には、全く5年生も6年生も一緒にやってしまうということですね。

生涯学習推進課長 はい。一緒にいたします。

委員長 あの、この費用はどうなるんですか。自己負担がありますか。

生涯学習推進課長 はい。こちらは次世代育成基金を活用しますので、参加者の自己負担はございません。なお、育成基金の方から、これに子ども達にかかった費用の半額を助成してもらうという形になります。

委員長 何か他にございませんか。

宮坂委員 男女の別というものは特にはないですね。極端な場合には女性が多すぎるとか、あるいは少ないとかという可能性としてはあるわけですか。

生涯学習推進課長 はい。そういった可能性はあると思っております、宿泊場所なども、それに基づいて対応していく予定です。

宮坂委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それではどうもありがとうございました。

それではその次は「妙正寺体育館改築の基本方針について」の説明を、スポーツ振興課長からお願いいたします。

スポーツ振興課長 私からは「妙正寺体育館改築の基本方針について」ご報告をいたします。まず体育館改築の基本的な考え方では、施設の老朽化と耐震上の課題から、至急、現地において建て替えを行うとし、改築に合わせて施設機能の充実を図り、区民の健康づくりの拠点とするとともに、地域の防災力向上に寄与する施設といたします。

新体育館の機能と概要につきましては、(1)に多様なスポーツを通じて健康・体力づくりのできる地域の拠点施設とし、従来の体育室に加えてフットサルなどができる中体育室、ダンスや健康体操に対応した小体育室に、テニスコートは現在と同様に2面を確保するとして、屋外に1面、屋上に1面を設置します。

(2)は、周辺住環境に配慮し、西側道路が4m以上になるよう整備するとともに、歩道上空地を設け、緑地スペースが確保された施設とします。

(3)については、初期消火用ポンプを格納する防災倉庫を備えた施設

とし、災害時の救援物資の集積スペースをより多く確保するため、体育室等の床面を多くし、自家発電装置を備えてまいります。

裏面ですが、主な体育施設の内容と今後のスケジュール予定を記載しています。お目通しいただければと存じます。

なお、供用開始は28年度を計画としてございます。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

對馬委員 すみません。これ、体育施設のほかに、ほかに言ったら変ですけども、付属施設として、シャワールームとかそういうのは確保されて。ここには書いていないですが、あるんですか。

スポーツ振興課長 一応、それなりの、今までありましたものは用意します。

對馬委員 あと、これは工事に2年くらいかかるようですが、その間、代替施設とかはお考えあるのですか。

スポーツ振興課長 基本的にはないので、他の施設で補うという形になりますね。

對馬委員 そうすると結構、利用者が大変ですね、きっと。

スポーツ振興課長 そうということになると思います。

委員長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 それではどうもありがとうございました。

次は、「第26期(平成24・25年度)杉並区スポーツ推進委員の追加委嘱について」の説明を、引き続き、スポーツ振興課長からお願いいたします。

スポーツ振興課長 よろしくお願ひいたします。

私からは第26期杉並区スポーツ推進委員の追加委嘱についてでございます。

スポーツ推進委員の目的、根拠法令、委員の身分等につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、26期の任期は、平成26年3月31日までで、委嘱の期日は平成24年9月1日となっております。

募集方法につきましては、公募によりまして、選考方法は第一次選考が書類選考、第二次選考が面接となっています。

これにより、この度、3名が追加委嘱されまして、第26期の委員数は31名となりました。男女の内訳は記載のとおりになってございます。

裏面には、31名の名簿があります。丸印で記載してありますのが、9月に委嘱した方でございます。

私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

田中委員 今、定員割れしていますけれども、応募者が少ないってことなんでしょうか。

スポーツ推進課長 そういうことですね。

田中委員 そうなんですか。なかなか手が。

スポーツ推進課長 なかなか行き届かないというか。あと何というんですかね、今まででも、現にあるスポーツ推進委員のお声がけから入っている方もいるんですが、もう少し広がりをもたせなければいけないなというのは課題となっています。

田中委員 あと、地域的なバランスもありますよね。そうですね。

スポーツ推進課長 今回は高円寺の方が2名入りまして、高円寺はスポット的に空いていたところなので、その2名の方で補えたということはございます。

田中委員 そうなんですか。

スポーツ推進課長 はい。

委員長 「50名以内」ですから、50名いなきゃいけないということではないでしょうけれども、31人というのはまだ少ないですね。

では、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

委員長 次は、「指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について」の説明を、これもスポーツ振興課長からお願いいたします。

スポーツ推進課長 私からは最後になりますが、「指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について」でございます。

例年と同様に、指定管理者である公益財団法人杉並区スポーツ振興財団及びTAC・FC東京・MELTEC共同事業体から、年末年始の開場及び年始

特別営業の協議申請がございましたので、施設利用者の利便性向上とスポーツ振興に寄与するため、記載のとおり、年末年始の開場と年始特別営業につきましては、申請を認めることといたしました。

区民への周知につきましては、広報すぎなみと区公式ホームページで記載してまいります。

また、電力の需給逼迫に応じた省エネ・節電に努めるとともに、使用自粛等の方針が区より出された場合は要請をいたすこととしてございます。

私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 例年通りとなりますね。どうもありがとうございます。

スポーツ振興課長 よろしく申し上げます。

委員長 それでは次に、「『杉並区子ども読書活動推進計画(案)』の策定について」の説明を中央図書館次長からお願いいたします。

中央図書館次長 中央図書館から、杉並区子ども読書活動推進計画の改定案を策定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この計画は、計画改定の趣旨、現行計画の評価のほか、計画の基本的考え方からなる「第1章 基本方針」と、具体的な取組の内容を盛り込んだ「第2章 子ども読書活動推進の取組」による構成としております。

計画期間は、記載のとおり5年間といたします。

計画案の概要につきましては、別紙・参考資料にそってご説明いたします。参考資料をご覧ください。計画改定の趣旨は、記載のとおりでございます。

次に、現行計画の評価ですが、重点的取組として掲げた「区立図書館での乳幼児への支援の充実」につきましては、「あかちゃんタイム」などの新たな取組により、乳幼児の保護者への支援を進めました。

また、もう1つの重点的取組、「学校図書館の充実及び教職員への指導体制の充実」については、教育活動の中での学校図書館の活用や、区立図書館からの調べ学習資料の貸し出しが進むなど、学校司書の全校配置による成果があらわれはじめています。

このような取組により、小中学生の未読者の割合の減少などに一定の成果を挙げましたが、乳幼児の保護者に対する継続的な支援の必要性や、中学生・高校生の要望にこたえた新たなサービスの提供の必要性などの課題が残されています。

また、学校図書館に対する学校全体での支援体制づくりのほか、学校司書の全校配置に対応した区立図書館全体での支援・連携体制の確立などの新たな課題も生じております。

こうした課題を踏まえ、読書活動は生涯にわたって大切なものであり、子どもの時期から継続的に読書習慣を養うことが重要との認識に立ち、子どもが、読書を通じて思考力を高め、表現力を学び、創造力を身につけ、豊かな人間性と社会性を育めるように、読書環境の整備を図ることを計画の基本的考え方といたしました。

また、計画の目標は、現行計画に引き続き、未読者の割合を「ゼロ」にすることを目指すこととし、あわせて、7つの具体的な数値目標を設定いたしました。

重点的取組については、現行計画の評価結果を踏まえ、記載の4項目としました。

「第2章子ども読書活動推進の取組」ですが、5つの施策のもとに27の事業を計画いたしました。出産を控えた家庭への支援や区の関係機関と学校との連携など、複数の新規事業も計画化しております。

最後に、今後のスケジュールですが、9月の区議会にご報告した後、平成24年10月11日から11月9日までの30日間、パブリック・コメントを実施いたします。

この間に頂戴したご意見を集約し、平成25年2月の教育委員会に計画案を提出する予定でございます。

説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 なかなか厚いものですので、さっと見るわけにはいかないのですが、また、パブリック・コメントなどもありますので、私どもが意見を申し上げる機会はあると思います。

結構でございます。どうもありがとうございました。

中央図書館次長 ありがとうございました。

委員長 それでは、冒頭にお話ししましたように、最初の議案は非公開になりますので、その前に庶務課長からご連絡事項があれば、お願いいたします。

庶務課長 これ以降は非公開になりますので、次回の日程について、ご報告をさせていただきます。

今回は9月26日を予定してございましたけれども、議会日程の都合によりまして、委員長にご相談をしました結果、中止とさせていただきます。

このため、次回の定例会は10月10日水曜日の午後2時となります。

なお、緊急の案件等がある場合には、それまでの間に臨時会として開催されることもございますので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

なお、スポーツ振興課長より、1点、口頭による報告がございますので、よろしくお願いいたします。

スポーツ振興課長 では、私より情報提供ということでさせていただきます。

先のロンドンオリンピックにおきまして、卓球の団体で銀メダリストになりました福原愛さん。先週、区内にお住まいだということが確認できましたので、スポーツ栄誉顕彰を授与するということにしてございます。

つきましては、顕彰の手続きについては、ただいま手続き中でございますが、授与の式典でございますけれども、日時を9月22日13時から庁舎ロビーにて行う予定でございます。

この日は、交通安全パレードというものが警察でございまして、一日署長で福原愛さんが区役所から阿佐ヶ谷駅までパレードするんですが、忙しい方でして、今朝もテレビで報道がありましたけれども、仙台にいたりとか、なかなか日程がとれないというところで、22日のこの日にお願いしたいということが、株式会社タマス、所属しているところの方からございまして、パレードの前の13時から13時30分の間におきまして、

授与式を行うということでございます。

詳細が決まりましたら、委員の皆様には、改めてご通知を申し上げますので、その時はよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、よろしゅうございますか。1か月後に定例会を行いたいと。

それでは、この後は非公開になりますので、傍聴の方々はお退会をお願いいたします。

(傍聴人退出)

委員長 それでは、審議を再開いたします。

日程第1、議案第66号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第66号につきまして、ご説明を申し上げます。

本年第1回の区議会定例会におきまして、杉並区立子供園条例及び杉並区立学校設置条例の一部が改正され、平成25年4月1日から残りの2カ所の幼稚園でございます高井戸西幼稚園及び西荻北幼稚園を子供園に転換することとなりました。

そのため、高井戸西子供園及び西荻北子供園の定員を定める必要があることなどから本規則を改正するにあたり、本規則第19条の規定に基づきまして、杉並区長から協議がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。

高井戸西子供園及び西荻北子供園の定員等を別表に記載のとおり定めることとしてございます。子供園の学級編成は原則としまして、3歳児から5歳児まで各1学級としているところでございますが、高井戸西子供園及び西荻北子供園につきましては経過措置としまして、平成26年度まで現行の幼稚園と同じ学級編成とすることとし、4歳児学級を2学級、5歳児学級を2学級設けることとしてございます。

また、平成23年4月1日に杉並区立成田西幼稚園から転換をされました杉並区立成田西子供園につきましても、経過措置としまして、5歳児学級を2学級設けてきたところでございますけれども、当該5歳児学級

の幼児が本年度で修了することに伴いまして、5歳児学級の学級数を1学級とするものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成25年4月1日からとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

對馬委員 これ、2学級が1学級になることで、成田西に関しては123人が88人とだいぶ減りますよね。これは受け入れる器がなくなったとか、そういうことなんですか。子どもがいなくなったということなんですか。

子供園担当課長 これは、定員は減少しておりますけれども、区全体としまして、3歳、4歳の幼児の受け皿というのは、私立幼稚園も含めまして余裕がございますので、そちらの方も含めて、選択肢として考えていただくようにご案内しているところでございます。

對馬委員 高井戸西と西荻北に関しても1学級にしていくということは、だいぶ園児数は全体としては減少をすると。区立の子供園の園児の数は減るといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

子供園担当課長 はい。27年度に3歳児の導入を高井戸西と西荻北は予定しておりますけれども、そこから定員は減っていくということでございます。

對馬委員 保護者の混乱というのは、特にないのですか。

子供園担当課長 子供園化に伴いまして、例年、毎年のように各園ご説明は差し上げておりまして、その話し合いの中から今回の経過措置ということで、26年度までは4歳児2クラスを継続するというところで方針を決めたものでございます。

田中委員 すみません。高井戸西と西荻北は子供園化しても、26年度までは現行のままということなんですけれども、時間帯とかも、まったく今と同じような形で継続措置ということですね。

子供園担当課長 いえ、子供園になりますので、園の開園時間は7時半から18時半ということで考えてございます。

短時間の希望の方を先に募集しまして、定員に空きがある場合には、長時間保育を受け入れるという形で対応させていただく考えでございます。

す。

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、この新規則の方は新規則ですけれども、またしばらくして変えなければならないということを含んでいるわけですね。

わかりました。ありがとうございました。

それでは、このまま原案のとおり可決してもよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたしました。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の日程は全て終わりましたので、今日の会議をこれで終わります。どうもありがとうございました。